

面会に係る規定

1 目的

本規定は、入院中の患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等との面会に関する基本方針及び運用方法を定めるものである。

2 基本方針

- (1) 感染対策その他正当な理由がある場合を除き、面会の機会を不当に制限しない。
- (2) 面会は、患者の心身の安定、治療意欲の向上及び退院支援に重要な役割を有することを踏まえ、過度な制限を行わない。
- (3) 面会制限を行う場合は、その理由、期間及び対象範囲を明確にし、必要最小限の範囲に限定する。
- (4) 患者及び家族等に対し、面会に関する運用について適切な説明を行う。

3 面会について

- (1) 面会時間等については、感染状況、社会情勢及び院内の運用状況等を踏まえ、病院が別途定め、院内掲示及びホームページ等により周知する。
- (2) 時間外の面会については、患者の状態及び緊急性等を踏まえ、病棟責任者が個別に判断する。

4 面会場所

- (1) 面会場所は、原則として病室又は病院が指定する面会スペースとする。
- (2) 感染対策上必要な場合は、面会場所を限定することがある。

5 面会者

【一般病棟】

- (1) 面会できる者は、原則として家族又は病院が認めた者とする。
- (2) 面会者は中学生以上とする。
- (3) 病棟へ入棟できる人数は2名までとする。
- (4) 終末期等、病院が必要と認めた場合はこの限りではない。

【緩和ケア病棟】

- (1) 面会できる者は、原則として家族又は病院が認めた者とする。
- (2) 家族以外の面会については、事前に病院へ相談すること。
- (3) 病棟へ入棟できる人数は2名までとする。
- (4) 面会者は中学生以上とする。
- (5) 終末期等、病院が必要と認めた場合はこの限りではない。

6 面会時の留意事項

- (1) 手指衛生を実施すること。
- (2) 発熱、咳等の症状がある場合は、面会を控えること。
- (3) 他の患者の療養環境に配慮すること。
- (4) 院内での写真撮影、動画撮影、録音等については、職員へ許可を得ること。
- (5) 病院運営に支障を及ぼす行為、他の患者又は職員への迷惑行為が認められる場合は、面会を制限又は禁止することがある。

7 面会制限を行う場合

以下の場合に限り、必要最小限の範囲で面会制限を行う。

- (1) 感染症の流行又は院内感染発生時
- (2) 患者の病状が不安定な場合
- (3) 医療安全上の理由がある場合
- (4) その他、病院長が必要と認めた場合

前項の制限を行う場合は、その理由、期間及び対象範囲について、患者及び家族等へ説明を行う。

8 特別な配慮を要する場合

以下の場合には、患者及び家族等の意向に配慮し、可能な限り面会の機会を確保できるよう調整する。

- (1) 終末期、看取り、認知症等により精神的支援が必要な場合
- (2) 障害等により家族の関与が不可欠な場合

9 規定の見直し

本規定は、感染状況、社会情勢及び院内の運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

見直しに当たっては、感染対策委員会等において協議し、その内容を記録する。

10 附則

本規定は、2026年6月1日より施行する。

柏たなか病院